

60年近くもたった日本国憲法は古くなった。国連常任理事国入りする上で「軍隊を持った普通の国」になる必要がある環境権などを明記する。現実と合わないところがいくつも出てきた。・・・など、改憲の口実にされていますが、それらは、はたして真実なのでしょうか・・・

改憲策動の「震源地」はどこでしょうか?? アメリカにどこまでも従属する小泉政府。

「自衛」ではなく、アメリカの引き起こす戦争に「協力」する真のねらいが見えてくるのではないのでしょうか。

山本町長 「憲法9条の戦争放棄は 今後も堅持されるべき」

昨年9月議会・西澤議員の質問に答えて、山本町長は、憲法の三大理念を述べ、「前文の基本的原理のひとつである平和主義というものは、政府の行為による戦争で深い傷を負ったわが国にとって、過去の過ちを悔い、平和を追求することを世界に知らせる大事な理念である・・・平和をなくして個人の存在自体もありえないという考え方からもこの原理は導き出されているというふうに思います。」と表明。さらに、戦後60年近く日本が平和的に発展した背景に、憲法9条の存在が非常に大きかったことをあげ、「憲法そのものあまり違和感はありませんし、憲法9条の戦争放棄は今後も堅持されるべきであろうというふうに思います。」と答弁しました。

甲 良 民 報

2005年5月15日 No284
発行責任：日本共産党甲良町支部
代表：西澤伸明 甲良町在土463
Tel.Fax38-4949

Eメール info@jcp-nobuaki.com
のぶあきホームページ
<http://www.jcp-nobuaki.com/>

(裏面もお読み下さい)



けんぽう学習会

— 9条の値打ちと「改正」の動き —

講師：小林武さん 愛知大学大学院教授

国会憲法調査会公述人

と き：5月22日(日)

午後2時開会～4時半閉会

ところ：ひこね燦ぱれす (JR南彦根駅近く)

なかみ：歌、紙芝居、講演



憲法「改正」の動きが急ピッチで進んでいます。その中でも「9条」を変えることに照準が向けられていることは疑いがありません。改憲勢力の「日本を戦争ができる国」にするねらいが、いよいよ明らかになってきたのではないのでしょうか。いま、あらためて憲法9条の役割を見つめ、国民として何をすればいいか、ごいっしょに考えたいと思います。講師の小林武さんは、国会憲法調査会の公述人として参加され、日本を代表する憲法学者です。大変わかりやすいお話で定評です。学習会にはどなたでも参加できます。どうぞ、お誘い合わせておこしてください。

主催：ひこね9条の会

彦根市長曾根南町485西銀座ビル彦根労働文化センター内

電話26-3081 FAX26-5759

「ひこね9条の会」は、昨年6月、井上ひさし氏、大江健三郎氏、加藤周一氏、澤地久枝氏ら9人が呼びかけた「9条の会」結成に応え、彦根市周辺地域を対象に「日本国憲法第9条を守りたい」の一点で一致し、思想・信条・立場の違いを超えて連携し、活動しています。あなたのご加入を心からおまちしています。

【水道盗水問題続編】情報公開条例に基づき請求した監査請求関係で、昨年10月19日に行なわれた「監査の記録」のうち前号からの続きを紹介いたします。見出しは当方でつけました。「***」は省略の意味です。接続詞などを省略している部分があります。

出席者は、監査委員「北川和良、大町善士雄、山本日出男町長、茶木水道課長、野瀬総務課長、他。

【前号からの続き】(前号まで、大町監査委員は、平成16年7月末に「報告した時点でなぜ刑事告発できなかったのか」と質問し、不正・盗水の事実が明確になった時点で警察への通報をしないのは、「法治国家では通らない」と見解を求めた。)

大町：事実は課長が報告しているじゃないですか。平成16年7月末に。

町長：そこが見解の違うところです。

大町：見解が違って、あなたの見解と監査委員の見解が違うというのは、これはちよつと・・・

町長：監査委員の違いというのはなしに、見解がお互いにあるけれども、行政としてはいま報告があったように・・・

大町：ずれとはなにか。110番するのがすれですか。待つてくれというのがあなたの考えですか。

町長：大町監査委員が不正がわかった時点で110番するというのは、こちらの方も水道受給者であるから、そのへんはきちつと本人さんにも伝えて盗水しているという事実に基づいて、今までの料金を徴収しなければいけない。そのへんを調査するのに時間が費やされたということですよ。

大町：町長の見解としては、110番通報を避けて被害を被ったお金だけもらったら後は口八にしようという考えが根底にあったのか。警察当局に通報しないで、被害を被った金額を徴収したら、後は警察に通報しないという考えが心の底にあったのか。

町長：刑事告発するか、民事ですか・・・

大町：民事ではなくて、これは窃盗罪である。

窃盗罪は泥棒と一緒にあるから110番です。山本さんは家に泥棒が入ったら、すぐに110番せずに、1週間から10日、何を取られたか調べてからそれから、本人に請求して、警察に通報しないというのと同じことになる。それは社会通念上通らない。

建部：大町監査委員、今この質問は双方に納得し合う話ではないので、質問の内容を変えていただいて他の質問をしてください。

大町：見解を聞かないことには、

建部：見解はいいです。

大町：なぜ110番をしなかったことだけ、明確に、

建部：さつきから答えました。

町長：事実関係がほぼ明らかになった時点で、盗水の時期なり、差額なりそついつのをきちつとこつちが掌握していかなければならないことについての一定の調査期間があった。

大町：理解に苦しみます。

茶木：まず事務局にある一定の期間の中で、はつきりと

さすべきではないかという理解をしているので。

大町：そついたら担当課長として、正式に盗水等が発覚しているうちをその日に報告をして、町長にこれは窃盗罪ですよ、くら被害を被ったか現段階ではわからないが、一心、警察当局に通報しなければならぬということとわかっていますか。やもすると、それを怠ったことになる、処分の対象になる。町長も一連托生ですよ、そのことを肝に銘じて見解を求めます。

町長：この場合は詰問とか、そついつ場ではないと思うので行政としての見解は、さきほど述べたとおりです。それ以上のごとは答えられません。

大町：都合が悪いと答えられない、そのへんにしておきましようか。刑事告発する決意があるんですか。

町長：さつき報告した町の流れに沿ってこれから取り組んでいきます。

大町：取り組んでいくということ含みがあるが、最終的には告発にもつていく考えがありますか。

町長：相手が、不正盗水を認めなかった場合については、当然告発していかねばならない。

大町：また、3件だけではなく他にも可能性があるわけですね、私は氷山の一角ではなからうかと思うが、これからも、盗水の調査を実施する考えはないのか。

(茶木課長が、未然防止策と不正の可能性が発覚したときの対処策を説明。)

大町：合わせて、バイパス等は町の水道施設の破壊行為ですね、これに対しても損害賠償を。

(茶木課長が、条例に基づき請求すると説明。)

大町：とにかく毅然たる態度で対応してもらわないと、8千数百人の町民の、そのことによつて滞納が増える。現在も滞納が多いのに、滞納者より盗水は悪質です。それだったら僕らも払わないとなつた場合、トップとして責任が取れるか。

町長：だからそついつことのないようにさらに・・・

大町：あなたもそろそろ潮ときですね。

建部：これは関係ない発言なので。

大町：これは異常です。

町長：さつきも言つたように、まだなんとも言えない状況なので、行政としては厳しく対応していきたい。

大町：やはり29名が連盟で監査請求を出したという意味を深く思つてもらわなアカン。これはまだ増えますよ。呉竹地区でもそついつ話がある。もし、業者であれば指名停止は当然ですから、一年間ほどは、厳しい、そついつた旨も町民が言っていますから、私は監査委員として、公平・公正な監査結果を出したい。以上です。

茶木：***今後の全部の状況なりは検針後のデータで掌握できるので、疑いのある部分については整理ができると確信していますので、よろしく願います。

大町：代表監査委員さん、コメントがございました。

北川：私が思うのは、結論を出すまでに時間がかかりすぎやと思う。早いこと結論を出して調査を進めて、早く対応してほしいと思つ。

(茶木課長が、公平な立場で、このよつな問題を繰り返さないことを表明。)

建部：あとはございませんか。(監査の閉会を宣言)